

【委員会記録】

岩丸委員長

ただいまから、人権・少子・高齢化対策特別委員会を開会いたします。（10 時 34 分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、大西委員から調査計画書の提出がありました。内容は、10 月 25 日から 10 月 26 日まで、えひめ結婚支援センター及び香川県庁を訪問し、結婚支援事業や、かがわこどもの駅の整備について調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので御報告いたしておきます。

なお、議長及び委員長あて委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について（資料①、②）

【報告事項】

- 徳島県男女共同参画基本計画（第2次）について（資料③、④）

小森保健福祉部長

11 月定例会に提出を予定いたしております人権・少子・高齢化対策関係の案件について申し上げます。今回、御審議いただきます案件は、保健福祉部の債務負担行為及び指定管理者の指定についてでございますので、私のほうから説明させていただきます。

それでは、お手元に御配付の「人権・少子・高齢化対策特別委員会説明資料」の1ページをお願いいたします。指定管理者の指定を予定いたしております徳島県立人権教育啓発推進センターの管理運営協定に係る債務負担行為をお願いするものであります。期間が平成 24 年度から 28 年度までで、限度額3億 2,550 万円をお願いするものであります。

2ページをお願いいたします。その他の議案等でございます。（1）指定管理者の指定についてであります。先ほど申し上げました徳島県立人権教育啓発推進センターの指定管理者でございますが、特定非営利活動法人ヒューマンライツ文化・福祉ネットワークが指定管理者になることといたしております。指定の期間につきましては、表の右端の欄に記載のとおり、平成 24 年4月1日から平成 29 年3月 31 日までとなっております。

指定管理候補者の選定に当たりましては、外部有識者等からなる保健福祉部指定管理候補者選定委員会におきまして、県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮、効率的な管理運営、安定した管理のための人的、物的経営基盤の状況、地域との連携や地域貢献度の4項目の審査基準を設定し、審査

を行ったところであります。その結果、1団体から申請があり、団体に対して、審査基準に基づく評価項目すべてにおいて適当であると認められるとの審査結果報告を受けており、これを踏まえまして、指定管理候補者の選定を行ったところであります。なお、詳細な選定理由及び選定の経緯等につきましては、お手元に御配付の資料1「保健福祉部指定管理候補者の選定結果について」に記載しておりますので、御参照いただければと存じます。

提出予定案件の説明は以上であります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

松井県民環境部長

続きまして、県民環境部より1点御報告させていただきます。

徳島県男女共同参画基本計画(第2次)についてであります。

お手元の資料2「徳島県男女共同参画基本計画(第2次)について」の1ページをごらんください。この計画は、平成23年1月に徳島県男女共同参画会議に諮問し、3回にわたる基本計画策定部会での検討を踏まえ、去る10月24日、同参画会議において資料3のとおり中間取りまとめがなされたところでございます。

資料2にお戻りいただきまして、2の計画・中間とりまとめの骨子でございますが、(2)計画の期間については、平成24年度から28年度までの5年間としております。また、(3)計画の性格については、男女共同参画社会基本法第14条及び徳島県男女共同参画推進条例第8条で策定を義務づけられたものでございます。(5)計画の主要課題及び推進方策としましては、9つの主要課題を設定し、これらの課題解決を図るため、30の推進方策を掲げております。その概要につきましては、一覧表を裏面に掲げてございます。

それでは、裏面2ページをごらんください。主要課題と推進方策の一覧でございます。今回の計画では、新たな主要課題としまして(9)の地域社会における男女共同参画の推進を掲げてございます。これは、先般の東日本大震災により、だれもが地域とのつながりの大切さを痛感し、改めて防災、減災対策など地域活動における男女共同参画のあり方が問われている中であって、地域の力を高める観点から盛り込んだものでございます。

今後は、県議会での御論議を初め、パブリックコメントやシンポジウムを通じて、県民の方から広く意見をお聞きし、年度内の策定に向けて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

岩丸委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

扶川委員

生活保護の関係で、過去最高の人数だということが言われておりますので、実情と対策をお聞きしたいと思いますが、徳島の状況をまず、世帯数と人数について過去と比べてどうなのか教えてください。

大西地域福祉課長

生活保護の動向についての御質問でございますけども、今委員からお話ございましたように、全国では平成 23 年の7月に 205 万 495 人ということで、過去最多の受給者数というふうなことが報道でもございました。

徳島県の状況でございますけども、受給者数につきましては、県全体においてこれは平成 10 年度が 8,844 人というのが底でございます、それ以降増加に転じておりまして、平成 23 年の8月で1万 4,759 人ということで、1,000 人当たりの受給者数としては約 19 人というふうになっております。それから、世帯数につきましては、これも平成9年度が過去最低で 6,347 世帯でございましたが、以後上昇しまして、平成 23 年の8月につきましては、1万 703 世帯というふうな受給状況でございます。

扶川委員

じゃあ、これ徳島でも過去最高ということになるんですか。

大西地域福祉課長

県内の状況につきましては、過去の古い資料がございませんで、過去最高かどうかにつきましては不明でございますが、先ほど申しましたような状況で、最近増加傾向にあるということはそういう状況ではございません。

扶川委員

平成9年、10 年と比べて上がり下がりはあるんですけども、資料がある限りは過去最高なんですね。

大西地域福祉課長

資料がある限りでは最高という御質問でございますが、そのように認識しております。

扶川委員

原因についてはどのようにお考えですか。

大西地域福祉課長

この増加している原因についてでございますが、1つにはもちろん高齢化ということで、高齢者の方が年金だけでは最低限の生活が維持できないということで高齢者世帯の増加というのもございます。

それから、失業によって増加するというので、特に平成 20 年のリーマンショック以降、働ける年齢層の方を含む世帯、生活保護の分類上ではその他世帯というふうに分類しておりますけども、その他世帯の増加によりまして受給者がふえているというふうに考えています。

扶川委員

そしたら、その他世帯の数値の推移を年度ごとに教えてください。それと最新の。

大西地域福祉課長

稼働年齢層を含むその他世帯につきまして、平成 17 年度に全体の 7.8%であったものが、平成 22 年度におきましては 12.2%の割合まで、全体の状況としてはふえてきているというふうなことでございます。

扶川委員

17 年度、22 年度の絶対数と現在の絶対数を教えてください。

大西地域福祉課長

世帯で申し上げますと、全体の 1 万 256 世帯のうち、これは 22 年度平均でございますが、1,256 世帯というふうなことでございます。17 年度が 8,242 世帯でそのうちその他世帯が 646 世帯でございます。

扶川委員

22 年度が最新の数字なんでしょうけど、646 世帯が 1,256 世帯と、これは倍加しているわけですね。すごい増加だと思いますが、この間、就労促進とか仕事を探すという、そういう手だてはどんなふうにとってこられましたか。

大西地域福祉課長

稼働年齢層を含むその他世帯への就労支援につきましてですけども、まず福祉事務所のほうで就労支援の活用プログラムというものを平成 20 年度に策定いたしまして、各福祉事務所においては、そのプログラムに基づきましてケースワーカーがハローワークと連携しながら就労に向けた支援を行ってきているというものがございます。

また、2 つ目にこれも平成 20 年度ですけども、就労支援員という方を、ハローワークとかの OB の方が非常勤職員として配置されておりますけども、その就労支援員によって効果的な就労指導というものを随時行っております。

さらには、福祉部門とか雇用部門の関係者でなる県の生活福祉就労支援協議会というものを平成 22 年の 3 月に設置いたしまして、生活保護受給者の効果的な就労支援等について連携を図ったり協議を行ったりというふうな取り組みを行っています。

扶川委員

生活保護の申請のお手伝いなんかで役場の窓口に行きますと、就労相談なんか前と比べても、相談に行ったその日に翌日仕事を紹介しますから来なさいみたいなどころがあるんで、すごい進んだなと思いますけども、かといって、これだけ増加しているわけですからそれで足りているわけじゃないと。この就労の指導も行き過ぎますと押しつけになるんで、トラブルが生じます。で、無理をしてはいけない。職業選択の自由を侵

ようなことにもなりかねないんで、難しいとも思うんですけども。

一方で、職場をしっかりと確保していくという取り組みがないとだめなんですよ。そういう観点での取り組みといいますか、例えば、障害者だったら障害者雇用で雇用の場の確保みたいなことを、作業所をつくるというのは余り雇用の場になりませんけども、例えば農園で働いてもらうような機会を民間の企業に設けていただく。既にやってますよね。そういう方面での取り組みというのを低所得者、生活保護受給者を対象に考えていくということも必要ではないかと思うんですけども、そのあたりはどんなふうな取り組みをされておりますか。

大西地域福祉課長

稼働年齢層の方が就労するということはその世帯の自立に大きくつながるということで、その職場、就労先を見つけ、就労するということは非常に重要なことでございます。それで、福祉事務所におきましても、生活保護そのものの趣旨として世帯の自立支援ということがございますので、ハローワークあるいは市町村、関係機関等とも連携しながら、情報を共有して一人一人、ケースワーカーが就労につきまして指導もしております。

今申し上げましたように、特にハローワークと連携というのが非常に重要であると。それから、もちろん就労意欲のある被保護者、これに対する就労支援というのに力を入れてケースワーカーとしても今取り組んでいるというふうな状況でございます。

扶川委員

ハローワーク通いというのは義務づけられているんですよ。福祉事務所によって回数は違いますけども、一覧表をつくって、いついつハローワークに行った、面接まで行ったのはどうなっていると、全部チェックするようになってますよね。生活保護受給者というのは。特に稼働年齢の人は。以前と比べても非常にそのあたり、受給者にしてみたら厳しくおしりをたたかれるような仕組みになってますけども、それでも見つからないんですよ、実際にはなかなか。

そういう実態を踏まえて、もう一步踏み込んだ手だてが要るのではないかと。私はその1つのアイデアとして、例えばこれだけ遊休地があるんですから、高齢者とか一般の企業なんかで働くことができない方に、何か県が音頭をとって働く場所をつくれなものか、福祉農園みたいなものはできないものか。障害者対象だけじゃなくて。そういうことをぜひ検討していただきたいんですけどね。遊んでいる労働力というふうに、一般の方からはさんざんぶらぶら遊んでいると悪口を言われますけども、好きで遊んでいるわけじゃないんですよ、大半の方は。ごく一部不心得な人がおりますけども、大半の方は働きたいけども働けない。それにこたえる対策が不十分なんだという認識に立って、福祉の部門とハローワークなんかと、例えば農業の分野なんか連携して、あるいは製造業の中小のところでもいいですよ。もう少し踏み込んだ対策が必要かと思うんです。

人権・少子・高齢化対策特別委員会で各部局の方がおいでしているので、ぜひトータルな仕組みというのを検討していただきたいんですけども、そのあたりはどなたにお聞きしたらいいのかわからないんですが、お答えいただけませんか。

小森保健福祉部長

新聞報道等でも 205 万人の生活保護受給者という大変な数になっておりまして、金額にいたしましても3兆4,000 億円という金額になっております。今、扶川委員のほうから生活保護受給者の就労についての御質問をいただきました。確かに、平成 20 年度から就労支援プログラムあるいは就労支援員を設置して福祉事務所それから労働サイドの連携のもと取り組んできたところでありますけれども、なかなか現在の厳しい経済状況の中では就労に結びつくことが難しいというのも事実であります。

委員のほうから新たな就労の創出ということがありました。これにつきましては、県におきましても、コミュニティビジネスあるいはソーシャルビジネスといったような分野について、今まで公的な部分あるいは民間が純粋に経済活動の中でやっていた部分、その中間的なもの、新たな経済セクターとしてコミュニティビジネスあるいはソーシャルビジネス、NPO等そういったところをこれからも県として全体として支援していこうというふうな取り組みを始めておるところでございます。生活保護受給者あるいは低所得者につきましても、こういった部分について、今後どういった分野での就労が考えられるのか、単にかつてのような失業対策事業というふうなものではなく、働きがいのある就労をいかに確保していくか、今後県としてもこの部分については研究してまいりたいと考えております。

扶川委員

ぜひそしたら今おっしゃっていただいた中身を私も勉強したいと思いますので、担当課に説明をしていただきたいと思います。

それで、ちょっと個別の話になりますけど、自立促進していく上で、車の免許というのがないと徳島ではなかなか就職できないんですよね。これ前にも議論したことがありますけど、若い方で車の免許を持ってない方というのが相当いるんです、私の身の回りでも。希望しているけども、車の免許の取得というのは 30 万円最低でも要ります。もっとかかる人もいます。年齢の分だけ要ると言われているんですけど。これに対する支援が非常に弱くなっています。かつて同和対策でむちゃくちゃなことをやった反省の上に立って一般対策に移行したんですが、後退してしまって一般の方もほとんど利用できない仕組みになってしまいました。生活福祉資金も貸し付けがほとんど実績がないと、これも前に聞きましたけども。生活保護で運転免許取得の費用が出される場合というのは物すごく限定されているんです。このどちらかでフォローしていかないといけないんじゃないかと。いわゆる職業訓練で運転免許が取れる時代ではないので、そういう制度になっていないので、何か新たな仕組みが要るんじゃないかと私は思います。

それで今、生活保護でどうなっているかという実態からちょっとお尋ねしますけども、車の運転免許の取得について、その費用を例えば若い人が希望した場合に出してくれるというのは、就職が内定していて、その内定した企業の仕事として車を使う必要がある場合ですね。

大西地域福祉課長

生活保護世帯の方が自動車運転免許を取得しようとする場合、今委員お話がございましたように、免許の取得が雇用の条件となっているとか、確実に就労するために必要な場合に限るということで、そのときに生

業扶助の技能習得費として基準額の範囲内、最高 38 万円でございますが、その額を支給できるというふうなことでございます。

扶川委員

年度別の県下の実績を教えてください。件数で結構です。

大西地域福祉課長

県下の支給状況につきましては、今現在、把握はしておりません。

扶川委員

また付託委員会で教えてください。そしたら、生活福祉資金のほうで、これも免許証の取得について貸し付けが行われる場合があるんですが、改めて確認しておきたいんですが、年度別の実績を教えてください。

大西地域福祉課長

生活福祉資金の貸し付け状況につきましても、今把握しておりませんので、また後日調査させていただきたいと思います。

扶川委員

また付託委員会までに出していただいて、それをもとにもう少し議論したいんですけど、とにかく少ないと思います。非常に少ない。一方で、警察のほうに聞いておこうと思いますが、若い方でも免許証を持っていない方が相当おります。徳島県内で就職していこうという場合に、これも若い方に限りませんが、車はほとんど必須です。で、こういう状況をほうっておいて、仕事を探せといっても効果が薄い。特に生活保護受給者の場合に限ってみても車の免許がないために苦労している方がたくさんいます。この制度の改善が必要です。

一言だけ申し上げておきますと、今制度の説明をいただきましたけども、車を業務で必要とする職場に就職が内定するためには免許証を持っている必要があります。免許証のない人が内定するわけがない。内定が前提でないと免許証の費用を出さないなんていうのは絶対そういうところには就職できないというのに等しいです。この制度は矛盾を含んでいます。

もう一つ言いますと、生活福祉資金をもし借りられたとして、これも非常に窓口が狭くて貸してくれないんですけども、貸してくれたとして、生活保護でその資金が収入認定されないかという、されるんですよね。生活保護受給者はその金を借りられないことになっています。だから、生活保護を受けている方で若い方で免許証を持っていない方はもう出口がないんですよ。これは制度上の欠陥だと思いますので、付託委員会でもう一遍数字をもらってからきちんと議論したいと思います。

次のことですが、来春大学に入学する若い人たちが、これからそろそろ進路が決まりつつあります。本格的に入試があるのが1月、2月、3月で、大学に進学していくわけですが、母子寡婦福祉資金の運用について問題があるという指摘をいただきました。これ前も個別には話をしたことがあるんですけど、これも数字が

すぐわかれば教えてほしいんですけど、なければ後で教えてほしいんですけど、母子寡婦福祉資金の就学支度資金の平成 22 年度の貸し付け件数は何件ありますか。

塩見こども未来課長

母子寡婦福祉資金の平成 22 年度貸し付け実績で就学支度資金は 67 件となっております。

扶川委員

その内訳をまた後で欲しいんですけど。私立と国立とがあると思うし、通学の場合と県外からの分とがあると思うので、また下さい。

それで、そのうち、またわかったら後で教えてほしいんですけど、わかっていれば今教えてほしいんですけど、生活保護を受給する世帯のお子さんで、これを利用できている場合ってありますか。

塩見こども未来課長

今手元で生活保護をお受けになっている方が含まれているかどうかという資料はございません。

扶川委員

言うまでもありませんが、生活保護受給世帯というのは最低限の生活費を公にいただいて何とか生活している世帯ですから、余分のお金なんていうのは一切ありません。でも、そこで生活しているお子さんも大学に進学する権利はあるわけです。その権利が守られているかどうかということなんです。貸し付け手續において、入学通知書あるいは合格証明書が必要になってくる。これは必須ですね。

塩見こども未来課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

扶川委員

合格証明書を添えて書類を提出してから支給までにどのくらいかかるか御存じですか。大体で言ってください。

塩見こども未来課長

約1カ月程度と認識しております。

扶川委員

現場では2カ月かかる場合もあると、審査のタイミングによってね。一方、合格発表されて通知が来てから、学費を納めるのに県下の大学でどれぐらいの猶予があるか御存じですか。学費を納めるでしょ、入学金それから前期の授業料とか納めているんですけど、その猶予がどれぐらいあるか、合格の通知をもらってから、御存じですか。

塩見こども未来課長

2週間程度と認識しております。

扶川委員

そしたら、貸し付けの手続をするのに、1カ月か下手すると2カ月かかるのに、お金を払うのは2週間以内に払わないといけないんですね。この母子寡婦福祉資金、使えますか、これで。

塩見こども未来課長

先ほど平成 22 年度就学支度資金で 67 件の貸し付け実績がある旨、御回答させていただきましたが、そういう方については就学支度資金を御活用いただいて入学金等をお支払いいただいているというふうに認識いたしております。

小森保健福祉部長

生活福祉資金等の就学資金をお借りになろうという方につきましては、子供の将来にかかわっておりますので、子供がどういった進路、どういった大学あるいは専門学校に進もうかということは家族で話し合いをしておると思います。そういう場合におきましては、常に母子自立支援員であるとかあるいは民生児童委員の方々にお問い合わせをするなり、あるいは地域のそれぞれの市町村の社会福祉協議会にも問い合わせをして事前の準備をしているのが現実であります。そのことによりまして、先ほど塩見課長のほうから申し上げましたように、平成 22 年度に 67 件という貸し付け実績があったというふうに認識いたしております。

ただ扶川委員がお話のように、合格通知があってから納付までの期間というのは、大学によりましてあるいは 20 日というふうなこともあろうかと思えますけども、非常に短いというふうに認識いたしております。したがって、こういった状況も踏まえて、市町村それから県の社会福祉協議会につきましては、就学資金等については、非常に期間が短いというふうなことも配慮して審査を行っておるというふうに考えております。お話のありましたように、これは子供の将来に係るものでございますので、今後、就学資金、支度資金これが円滑に決定し、御家族あるいは子供たちのところに振り込まれるように、今後期間の短縮等について県社会福祉協議会等とも検討してまいりたいと考えております。

扶川委員

実情をもう一步踏み込んで調べていただけたらと思います。おっしゃるようにその短縮が必要なんです。私のところに過去何件か相談が来たんですが、その問題でした。最近でも、10 月に AO 入試というのがあるんですね。初めて私も知りましたが、いわゆる自己推薦。特色を生かした選抜ってもう今から始まっているんです。で、合格通知が来た。それで母子寡婦福祉資金のほうで県の担当窓口には 7 月から相談をかけていた。ところが 10 月に合格通知が来て、これから手続にかかろうかという相談をしたけれども、今からすると 2 カ月かかると言われた。これではとてもじゃないけど払うことができないからということで、もう泣く泣くというか嫌々、別れた夫のところへ乗り込んでいって資金を工面すると。もう頭なんか下げたくなかったけど子供の

ためにということで、泣きついて何とか乗り切ったけども、それさえやってくれない相手だったらこれはもう断念していたと。文理大学ですけど、そういう事例があったんですよ、現実には。これは現に窓口相談をかけていたんですから。早くから手続すれば間に合うのではないかと話には前に私も聞いていたんです。実際は間に合っていないんですね。これはゆゆしき問題です。

そういう事例が1件でも2件でも発生すると、部長さんがおっしゃったように子供の将来にかかわる大変な問題ということになりますから、絶対そういうことがないようにしていただきたい。もう一回、手続の流れがどうなっているのか現場の実態を把握していただきたい。特にその67件は支給されたんでしょうけど、この方だって恐らく何らかの形で苦労していると思うんですよ。乗り切れなかった、相談をかけたけど借りられなかったという人がいるんじゃないか。これはもう一度調査を求めておきたいと思います。付託委員会までにちょっと実態をもう少し踏み込んで把握してください。

この制度にかかわってもう一つ懸案がありまして、これもぜひ改善していただきたいのでお願いしたいんですけど、公務員が借りられないんです、この生活福祉資金って。公務員の世帯は借りられません。対象外になっています。それがために、ある公務員の御家庭で子供さんが進学を断念しました。去年の話ですが。これは機械的過ぎると思います。公務員であっても、家のローンであつたり、あるいはいろいろな事情で経済的に苦しくなって追い込まれることがあります。そうなったときに子供の入学金が用意できないことだって、うんと少ないでしょうけど、あるんです。昨今の給料の状態、私どもは反対してまいりましたが、民間企業よりちょっと低いんですから。そういう中で、民間と同じように困窮する場合だってあります。本人の心がけかもしれません。しかし、子供には責任はないわけです。そういうときになぜ公務員であつたらこの生活福祉資金の対象から外すのか納得がいきませんが、これは制度がどうなっているのか。改善の必要があるんじゃないかと思うんですが、教えてください。

大西地域福祉課長

生活福祉資金の貸し付け対象といたしましては、1つには低所得世帯ということで、世帯の収入が生活扶助基準の1.7倍以内の世帯というふうなことがございます。それから、2番目に障害者世帯、3番目に高齢者世帯ということで65歳以上の高齢者の属する世帯の方を対象に貸し付けを行っております。

扶川委員

生活扶助基準の1.7倍の世帯。世帯数が多ければ扶助基準ってどんどん上がっていくんですよ。その1.7倍といったら、かなりの金額になることがあるんですね。公務員さんの手取り収入を超えることもあるんですよ。これ調べてください、後で。機械的に公務員であつたらカットされる仕組みになっています。私、現場で遭遇しましたんで、間違いありません。これでは助からない人が出てくるんです。これを調べた上でもう一回御返事いただきたいと思います。

あと、時間がありませんので、もう一点だけ。少人数学級についてのことですが、少人数学級の取り組みは徳島県はどのようになっていくのか、概要を少し教えてください。

尾崎教職員課長

少人数学級につきましての御質問でございますけども、本県におきましては、小中学校におきまして、各学年等の特性に応じて、少人数学級の編成でありますとか、少人数指導を組み合わせました、いきいき学校生活支援プランを実施しております。

具体的には、平成 16 年度からは小学校 1 年生を 35 人以下の学級、平成 17 年度からは小学校 2 年生につきまして 35 人以下の学級、また平成 20 年度からは中学 1 年生にもこの少人数学級を入れております。また本年、平成 23 年度におきましては、国において小学校 1 年生の 35 人以下学級の実施がなされましたので、本県では国に先駆けてこの少人数学級編成をやっておりまして、本年は新たに小学校 3 年生も少人数学級編成の対象としております。これが本県の現状でございます。

扶川委員

この少人数学級編成に当たって、学校の先生の確保はどういう形でやっておられますか。

尾崎教職員課長

教職員の確保についての御質問でございますけども、教職員の定数につきましては、国のほうから小中学校学級数に基づいて教職員数が算定されます基礎定数というふうな数と、それとは別に各学校がそれぞれ抱えております課題等に対応するためということで文部科学省のほうから基礎定数とは別に加配される定数がございますが、それが算定されて本県に教職員全体で幾らというふうな教職員が配置されます。それ全体を本県といたしましてやりくりする中で、少人数学級編成にも努力しておるところでございます。

扶川委員

だから、平たく言えば、国の取り組み以上に徳島県が少人数学級をふやす場合も、国から示されている基礎定数と加配の枠内でやりくりしているということですね。

尾崎教職員課長

先ほど言いました本県の少人数学級への取り組みでございますけども、平成 16 年度から小学校 1 年生に完全に導入したわけですが、導入当初は県の財政事情も今ほど厳しくなかったということで、幾らかは県単独の教員配置、定数もあったように聞いておりますけども、県の財政事情が非常に厳しくなるのと同時に、県単独の定数はなくなりました。現在はすべて国から配置されている教職員数をやりくりして少人数学級を導入しておるのが現状でございます。

扶川委員

だから、加配が犠牲になっているわけですね。そのところが、現場で少し不満もあるやに聞いています。やっぱり子供に対して十分な手当ををしていくために必要な少人数学級であれば、教員の確保というものも県単費用を使うことに県民は決して反対すると思いませんので、しっかり確保していくべきではないかと私は考えます。

それで、時間がないので、後でもう一回説明していただいて、それに基づいて付託委員会で議論したいと思いますけども、例えば、チーム・ティーチングで 40 人学級のときにチーム・ティーチングの加配があると。そういう場合に、例えば 37 人の学級であれば、それを2つに割って、少人数学級にしたいと。ところが、それが今自由にできない、現場の裁量で。そういうような話を聞きました。定数の枠内でやることと加配のルールとがうまくマッチしていないんじゃないかと。チーム・ティーチングでついている加配を学級編成分割のために使うことができれば、もう少し弾力的に少人数学級への対応が学校の裁量でできるのではないかと。対象にならない学年でも。そういうことが言われているんです、現場で。それについては認識されていますか。

尾崎教職員課長

国から加配されております教員の数の中のその内訳でございますけども、加配される項目の中に、指導方法工夫改善というふうな項目がありまして、ただいま委員からお話のありましたようなTT等に活用されておるわけでございますけども、国から加配されております教員については、国の加配理由に基づいた活用をするということが原則になっております。以上でございます。

扶川委員

そこがネックになって自由にやれないと。本当はもう少し少人数学級を拡充したいんだけど、それが1年生、2年生でやられてたのが、3年生になるとまた1つの学級になっちゃうという実情があるわけですよ。そのときに継続して3年生ももとの少人数学級のクラスでやれたらいいのに、それができないと。それは今おっしゃったような理由でできないよと。これは国に対しても改善を求めていく必要があるだろうし、そういうことも含めてもう少し県として人そのものをふやして、県単の職員をふやして、教員をふやして、学校サイドでももう少し弾力的に少人数学級編成が校長の裁量でできるようにしてほしいと思います。このことについては制度の説明を受けた上で、またもうちょっと議論したいと思います。終わります。

大西委員

今、生活保護の質問が出ましたので、関連してちょっとお聞きしたいと思います。先ほど過去最高の受給者数で、世帯数だというお話でございますが、徳島県内で1万 703 世帯で、1万 4,759 人の方が受給しておられるということですが、これは徳島県が出している予算ベースでは、いわゆる県費で出している分は幾らの費用になるのか。

それから、一番少なかった生活保護費の県費支給分が幾らだったか、今わかりますか。どれぐらいの差があるか、どれぐらいふえているのか。

大西地域福祉課長

生活保護費についての御質問でございますが、平成 22 年度の実績で申し上げますと、これは国が4分の3で、町村については県のほうで4分の1、8市あります市のほうにつきましては国4分の3で、市が4分の1というふうな負担割合になっています。県費のほうで申し上げますと、平成 22 年度につきましては、約 44 億円が県費負担分ということで、合計といたしましては、県内全体、市も含めた合計は 233 億円、その中の県

費が 44 億円というふうな状況でございます。

それと今、最低のほうの数字というのは持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

大西委員

突然でございますので、過去最低が何年で幾らだったのかというのは調べないと、長い歴史というのがあるので、わからないということは、しょうがないと思います。それで、今お答えがあったのが平成 22 年度で、これは先ほどの受給者数が平成 23 年 8 月ですから、平成 23 年 8 月時点での受給者数、世帯数とは関係なく、平成 22 年度の費用が県費だけで約 44 億円、徳島県内は 233 億円の費用を出していると、こういうことでございます。

これは国 4 分の 3 という支給の比率がありますが、この生活保護の事務そのものはどこが主体なんですか。私の認識では国の事務で、県、市が委任されて事務をしているということだという気がするんですが、それに対する県、市それぞれの負担分があると。これは県民、市民がそれぞれ受給しているので、県も市もその費用を見なさいということで負担があるんだと思うんですが、そういう認識でよろしいんでしょうか。国の事務なのかどうか。

大西地域福祉課長

本元は生活保護法、昭和 25 年に制定された法律に基づくもので、県、市においては法定受託という形で取り扱うというふうなことで認識しております。

大西委員

法定受託ということは、法律で義務づけられて、それを選択するかしないかというものではなくて、県、市がそれぞれ事務をしなさいと、それはこういう負担でしなさいと、こう法律で決まっているんですね。これは国がもともと決めていると思いますし、私の認識では、この生活保護というのは憲法が最低生活を保障するという、この憲法の規定に基づいてできた制度だと思っております。

私も選挙のときに、このことをかなり言われまして、当然、市が支給し、県が支給しているわけですから、国の制度って思っている人が何人いるのかという感じがします。それで、何で文句を言われるかというと、生活保護を受給している人はいいなと、何でも無料で受けられて、生活も保障されていいなと。年金で本当にぎりぎりの生活をしている人はそういうことを私に言うんです。まあその気持ちもわからないでもない。ただ、一生懸命年金で自分で生活しているわけですから、あるいはみんなから支援してもらって生活している人がいると。それはそれで誇りを持って生活していかれているわけですから、それはいいんだろうと私は思うんですが、ただこの年金制度と生活保護制度のアンバランスが生まれて、非常に今問題視されていると思います。

これは今の話ですと、法定受託事務ということですので、県が好むと好まざるとにかかわらず、市も、これをやらなければいけない。そういう事務でございますが、それなのに、そういういろいろ文句を言われながら、大変な思いをしながら、それでもこれは県として 44 億円も出さなくてはならない。ということであれば、本当にこの 44 億円が県が出さなきゃいけない費用なのかという話になってくると思うんですよね。憲法で保障されている部分を法律で制度化されているのがこういう制度であるならば、これは国が責任を持たなきゃいけない

い部分でなかろうか。

そして、今まで統計をとって時期的にどれが一番少ない時点なのかわかりませんが、恐らくもっとも少なかったと思います。県の費用を出す、その県費負担というのが恐らく数億円ぐらいの規模だったのではないかと思います。それがどんどんどんどん生活保護の人がふえて、これはいいとか悪いとかいうことではなくて、ふえてきた。それによって県費が圧迫されているわけですね。どんどんどんどんこれから私もっとふえると思います、この生活保護費は。ですから、これを来年度予算というふうに、県の予算をこれから組んでいくわけですが、この恐らく 44 億円をもっと超えて組むんでしょ。

これは生活保護の予算を組む責任者の人は感想、今こうですって言えないかもしれないけど、どれぐらい、これよりもっとふやして予算を組むと思っておられると思うんだけど、そういうふうにするのかどうか。それで、それがどんどんどんどんもっとふえ続けたら、これは県の予算を圧迫するでしょ。それに対して県としてはどういうふうにするのか。その生活保護費で県の予算を圧迫して、それでも、とにかくこの制度のとおりやっていないといけないと思っているのか。もっと国に変更を求めていくべきじゃないかと私は思うんですが、制度が発足した状況と今の現状は違っている、全く環境が違っている。これを皆さん方、担当されている方々はどういう思いで、これからどうにかしなきゃいけないという思いがあるのか。そこら辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

小森保健福祉部長

ただいま、大西委員のほうからお話がありましたけれども、かつて私も生活保護を担当しておりましたときには、国の負担が 10 分の 8 であったと考えております。それが一般財源化、地域主権というふうな流れの中で、財源が交付税等で現在 4 分の 3 になっております。先ほど委員のほうからもおっしゃられましたように生活保護というのは、まさに憲法第 25 条に基づく生活の最低保障という一面は確かにあります。

非常に現在の厳しい雇用、経済情勢の中で、生活保護がふえてきて、生活保護費が地方負担を圧迫しております。一例を申し上げますと、現在過熱ぎみと言われます大阪市の市長選挙でも平松市長が国のほうに対して窮状を訴えた。大阪市にあっては生活保護費が全一般会計予算の 17% にも上るという非常な危機的状況になってきております。それから費用負担につきましても、以前はすべて国以外については、県費、市以外についてはしておったわけですが、4 市が 8 市になったということで市のほうも財政を圧迫しておると考えております。平松市長の言葉を借りるまでもなく、これは国のほうにおいて責任を持って国民の生活を支えていくセーフティーネットの最終であると考えておりますので、これについては国のほうでしっかりと制度設計をしていく必要があると考えております。国におきましても現在地方からの意見等を協議する生活保護についての検討会も立ち上げまして、何回となく検討がなされておると考えておりまして、この成果を見守っていきたいと思っております。

それからもう一点、これは生活保護になるまで、いわゆる第 2 のセーフティーネットということについても国のほうは取り組んでおりまして、そのことについても新たな制度設計、生活保護がどうあるべきか、あるいは第 2 のセーフティーネットがどうあるべきか、検討がなされておると考えております。県といたしましては、繰り返しになりますけれども、こういった国民生活の最低保障をするものについては、国が責任を持ってやっていただきたいというふう考えております。

それから御質問のありました来年度の生活保護を含む扶助費でございますけれども、少子高齢化、高齢者人口がふえる、あるいは非常に厳しい経済状況の中でございます。これにつきましては、財政当局に対して我々保健福祉部としては、お願いをしていく立場にありますけれども、県民、国民の厳しい目も意識しながら、制度を正しく運用し、正しくそれが執行できるように、そういった面も踏まえて予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

大西委員

わかりました。部長から詳細な感想やら現状の認識とかを述べていただきました。予算についてはふやしていくとかそういう具体的なお話はなかったけども、話の内容からは恐らく何らかの増額をしていかないといかんのだろうかということを感じておりますけども、そういうことで私はぜひともこの問題はやはり地方にとって、地方分権、地方主権をやっていく裏の話として国と地方の役割分担をどのようにしていくかということで、ちゃんとこれはやっていかなきゃいけない。特に飯泉知事は関西広域連合に入って、この地方の問題をしっかりと取り組もうというようなことでやっているわけですから、徳島県としてもこの問題はもっと積極的に取り組んでいただきたい。こういうように要望したいと思っております。

それから、先日のことなんでちょっと質問させていただきたいと思います。先日、土曜日でございましたが、文化の森に行きました。それで文化の森の駐車場はいつも土、日、祝日は満杯状態でございまして、特にイベントがある土、日、祝日については、下の園瀬川の河川敷に車を置いているという状況でございます。で、大変な状況で、この駐車場問題は根本的な問題ではあると思いますが、私はこれはこの委員会ではこういうことではないので、この質問はしませんが、私が行った土曜日も非常にたくさん、ほとんど満車に近い状態でございました。で、歩いて図書館のほうに行きますと、障害者用の車いすのマークをかいた駐車場がありました。それで、この障害者用の駐車場については私も提案させていただきまして、パーキングパーミット制度でパーミット、利用証をかけて、そして車いすの駐車場に置くということを制度としてやるべきであるということで、導入していただきましたけども、文化の森も手を挙げていただいて、パーキングパーミットの駐車場があります。で、ちゃんとちょっと表示が小さいんですけども、パーキングパーミットの駐車場ですよという表示があります。で、これが私が見た感じではまとめて駐車場が7台、その駐車場がありました。あとちょっと離れてもっと近いところに2台ありました。さらにまだ数台あるというふうな話でございました。で、この駐車場に止めている車は全部パーミット、利用証をかけておりませんでした。すべて1台もかけておりませんでした、そのときは。そして、車いすとか障害者の方が置くので幅広く1.5台分とってあります、1台分が。で、その広々とした駐車場に車を置いて、パーミットをかけずに置いてあるんですね。

これは、まず1つは具体的に文化の森の対応はどういうふうにされているのかということが頭をよぎりました。なぜかという、文化の森は県の施設ですよ。その県の施設の駐車場で、やはりパーキングパーミット制度を導入した駐車場があるのであれば、しっかりと管理してそこに利用証をもらった人が置けるように、そういうことをするべきでないのかなと思いますので、これはひとつどういう対応をしているのかということをお聞きしたいと思います。どうも担当課長さんが来ていないようなので、教育長答弁していただきたいと思います。

それから、もう一つは制度として、ほかの県庁であるとか、市役所であるとかそれからさまざまな保健所そ

ういったところも全部パーキングパーミットのある駐車場があります。こういったものについて、文化の森の状況から類推すると、恐らく指定はした、そしてパーキングパーミットの利用証も交付した。私の記憶では、3,000人ぐらい利用証を交付しているのではないかと思います。かなりの利用証を交付していると思います。だけでもパーキングパーミットの制度をこの利用証を交付された人がちゃんと活用できるような状態になっていないのではないかと。これはパーキングパーミットの制度ができてから1年やそこらだったらしょうがないかもしれませんが、もうたしか2年か3年目に入っているんじゃないかと思いますが、やはり年数を重ねたときにどういう利用になっているのか、果たして本当にその利用証をかけた人がちゃんと置けているのか、あるいは利用証をかけた車がちゃんと置けているか監視をすとか、実態調査とかそういったものはすべきじゃないのかなと思いますが、ここら辺については、所管課はどういうお考えを持っているのか2点お聞きしたいと思います。

小林生涯学習政策課長

ただいま大西委員から文化の森でのパーキングパーミット制度の運用状況について御質問がございました。文化の森では現在、先ほどお話がございましたような21世紀館の入り口など4カ所で13台の身体障害者等用の駐車場を設置しているところでございます。多くの方は先ほどお話がありましたパーキングパーミットの利用証を掲示していただいているようなんですが、先日行かれたときにはそういうことがなかったというようなことでございました。

で、確認したところでは、文化の森ではガードマンが巡回しておりまして、そういった歩行困難でない方が駐車されているような場合には、ガードマンのほうから注意喚起を行っているところではございます。ですが、やはり中には利用証を掲示せずに駐車している方もおられますので、今後は注意喚起の文書をワイパーに挟むなどしまして、歩行困難な方々の文化の森施設の安全、安心な利用が促進されますように徹底してまいりたいと考えております。

大西地域福祉課長

今、委員のほうから利用証を掲示していない車がパーキングパーミットスペースに駐車している実態があるということの全体的な話の御質問がございました。徳島県では21年7月にこのパーキングパーミット制度がスタートいたしまして、現在利用証交付数は3,428件、協力施設は365施設、駐車スペースとしては788台分ございます。で、この制度は協力事業者とか駐車場を利用する方々を初め、広く一般県民の方のマナー意識に支えられた制度ということでございます。

ただ、今委員からお話がございましたように利用証のない車がこのスペースに駐車しているというふうな不適切な利用がまだまだ見受けられるというふうな状況も私どもも認識しております。で、県といたしましては、この啓発といたしましては、ことし4月だったと思うんですけども、制度周知用のポスターこれを作成しまして、市町村とか関係機関に送付したり、あるいはまたホームページとかラジオ、新聞など広報媒体による周知などを行っているところです。

ただ、委員から御質問がございました、その実態といいますか実際どれぐらい不適切な駐車があるといっ

たあたりまでの調査というのは把握はしておりませんが、そういった状況があるということは認識しております。以上です。

大西委員

お二人から答弁がありました。それで、文化の森の駐車場、教育委員会関係全部だと思いますが、この駐車場ぜひとも注意喚起の文書を配布して、不適正な駐車が行われている場合は対応していきたいというんですけれども、そういう制度があるんだから置くべくして置く人が置くというようなことでちゃんとやっていただきたいなと思いますので、ただ文書をワイパーに挟むだけでよしとするのではなしに、ちゃんと適正な駐車ができるようにしてください。

それから地域福祉課のほうは、3,428 件の方が交付を受けておって、この方々が利用できるような制度にするべきだと思いますので、平成 21 年からスタートした制度、そろそろこの実態調査をして、やはり注意喚起のポスターだけではなくて、またマナー意識に支えられた制度なんて言わないで、そこに置かなければならない人がおるわけですから、そういうふうな方が置けるような制度として担保するべきだと思います。そのためには、まずは実態調査をしてください。ぜひとも実態調査をして、どのような駐車実態になっているのか、それを実態調査をしてぜひ公表していただきたいと思いますが、どなたか御答弁いただけたらと思います。

大西地域福祉課長

このパーキングパーミット制度の適切な利用につきましては、私どもも今後啓発を進めていきたいというふうに考えております。それと、具体的に1つの方策として、改めてまずは県立、市町村立といった公立施設、これ 256 施設が協力していただいています。この公立施設に対して必要な方が利用できるような適切な運用について、文書によって再度依頼通知を行っていききたいというふうに思っています。また、民間協力事業者におきましても機会をとらえてその制度につきまして、再度依頼といいますか、お願いをしていきたいというふうに考えています。

大西委員

もう一回しつこいようですが、今のお答えでは私もちょっと納得できない。せめて県の駐車場、市町村の駐車場でパーキングパーミット、その駐車スペースを導入しているところはどうなのかっていうぐらいは、行政関係機関ぐらいはそれを赤裸々に実態はつかむべきだと思うんですよ。その実態に基づいてどうだと。私がわざわざここでパーキングパーミットに一般の車が置いてますよなんていうようなそんな話ではないと思うんですけれども、あえて言ったのは、しかも文化の森って特定したのは、私が実際に見たからですよ。実態がそうだって私はもう類推できるわけですよ。

だから、民間のパーキングパーミット制度に手を挙げて協力してくれているところにそんなわざわざ監視に行ったり、調査に行ったりする必要は私はないと思います。それは申しわけないと思いますので、その施設に対して。だけど、せめて県や市町村やそういった行政関係、行政がやっている施設、そういったものについてだけぐらいは実態調査すべきじゃないんですか。部長、してくれませんか。

小森保健福祉部長

パーキングパーミット、徳島県が先鞭をつけた事業で、中四国に広がりましたし、また関西広域連合のほうにも飯泉知事のほうから提案もさせていただいて、関西広域連合のほうにも広がりを見せているところであります。この制度というのは、高齢化社会を迎える中、あるいは子育て支援の中で非常に重要な事業と考えております。

大西委員のほうから、まずは制度ができてからその実態をやっぱり調べてみるべきという御提案をいただいたところであります。すべての施設ということではなかなか難しいと思いますので、まずは県立施設についてサンプリング調査がどうできるか、調査設計を少しやってみたいなと思っております。一日丸ごとということではなかなか難しゅうございますので、時間とかあるいは施設を限定するとか、そういったサンプリング調査、これから関係部局とも協議する中で、どういった形でサンプリング調査ができるか前向きに検討してまいりたいと考えております。

大西委員

ぜひお願いしたいと思います。私も置いている人の気持ちかわからないでもないんですね。パーキングパーミットの利用証の交付を受けてない方でも、突然年寄りを乗せていったから、ここに置いたらいいわなっと思う人はいっぱいいるんですよ。だけど、それはそれで気持ちはわかるし、同情もしたい、けれども利用証を交付してこの制度をやっていきましょうということなんですから、そういう利用をしたい方はぜひともこの交付を受けてくださいよっていうふうにするのが正しいやり方だと私は思います。

ですから、ぜひともまず1回実態調査、一部だけでもやっていただけるということでございますので、まず県が指導したわけですから、県の施設からやっていただくということでぜひ期待したいと思います。そして適正な利用を心がけられるような制度になっていただきたいと思います。

あと何点かほかにも質問があったんですが、事前でありますし、時間も大分来ましたので、質問させていただきたいと言っていた項目は付託委員会に回したいと思います。以上です。

岩丸委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは以上で質疑を終わります。

これをもって人権・少子・高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(11 時 49 分)